

## 体験活動推進スタッフ（子ども体験サポーター）養成事業実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、体験活動推進スタッフ登録要綱（以下「登録要綱」という。）第3条第1項に定める「子ども体験サポーター」を養成する「体験活動推進スタッフ（子ども体験サポーター）養成事業（以下「養成事業」という。）」の実施に必要な事項を定めるものとする。

### （募集）

第2条 公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）は、養成事業に協力する者（以下「養成事業者」という。）を公募により決定する。

2 養成事業者は、以下に該当する者とする。

- (1) 福岡県内で、子どもの体験活動や居場所づくりに取り組む企業又は団体若しくは教育機関
- (2) 子どもの体験活動や居場所づくりに取り組む場にボランティアを派遣する福岡県内の企業又は団体若しくは教育機関

3 前2項の他、「子ども体験サポーター」を育成する機関として、特に整備された環境を有し、専門的知識をもつと県民会議事務局長が認める場合は、特定の企業、団体、教育機関に対し、養成事業者としての登録を依頼する。

### （業務）

第3条 養成事業者は、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 子ども体験サポーターとして登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）の募集（子ども体験サポーターの要件は、設置要綱第5条第1項各号で定める）
- (2) 県民会議が制作した講習動画（安全管理等）を登録希望者が視聴したことを確認する。  
ただし、養成事業者が登録希望者に対し独自に講習を実施する場合に、その内容が講習動画に準ずると県民会議事務局長が認めた場合には、講習動画の視聴に替えることができる。
- (3) 県民会議に各登録希望者のボランティア保険の加入申請及び「子ども体験サポーター」の登録申請を行う。  
ただし、インターネットその他の方法により登録希望者自身で申請を行う場合には、申請完了の確認をもってこれに代えることができる。
- (4) 登録希望者1人当たり5時間以上の実践研修を実施する（実践研修の内容は別に定める）。  
ただし、養成事業者以外の者が当該実践研修を行う場合には、実践研修完了の確認をもってこれに代えることができる。
- (5) 県民会議に対して、別に定める方法により養成完了報告を行う。

### （養成費用）

第4条 県民会議は養成事業者に対し、子ども体験サポーターの養成費用を負担する。

2 前項の額は別に定める。

(養成期間)

第5条 養成期間は完了報告を含め、当該年度の3月19日までとする。

2 前項にかかわらず、県民会議が別に定める養成目標人数に達した時点で養成期間は終了する。

(登録)

第6条 養成事業者となることを希望する者は、県民会議に対し、体験活動推進スタッフ(子ども体験サポーター)養成事業者登録申請書(様式第1号)により登録を申請する。

2 前項の規定により申請を受けた県民会議は、体験活動推進スタッフ(子ども体験サポーター)養成事業者として登録を承諾する場合、体験活動推進スタッフ(子ども体験サポーター)養成事業者登録通知書(様式第2号)により養成事業者に通知するとともに、県民会議のホームページで公表する。

3 登録期間は原則、当該年度末までとし、更新を妨げない。

(登録の変更)

第7条 養成事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに体験活動推進スタッフ(子ども体験サポーター)養成事業者登録変更届出書(様式第3号)により県民会議に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 養成事業者は、第2条第3項の登録期間中に登録の抹消を希望するときは、体験活動推進スタッフ(子ども体験サポーター)養成事業者登録抹消届出書(様式第4号)により、県民会議に届出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、以下に掲げる場合には、県民会議は養成事業者の登録を抹消することができる。

(1) 養成事業者が廃業、廃校したとき又はその事実が判明したとき

(2) その他養成事業者としてふさわしくない行為があったとき

3 期間が満了する前に登録が抹消された際でも、登録期間中に養成事業者が適切に子ども体験サポーターを養成していた場合、養成事業者が完了報告を行い、県民会議が内容を確認、了承した時点で、県民会議は養成事業者に対し、負担金を支払うこととする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県民会議事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月21日から実施する。